

見附市告示第103号

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年5月15日

見附市長 稲田 亮

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

見附市若手企業人育成事業補助金交付要綱（令和2年見附市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「入場料の支払いを証する書類の写し」を「補助対象経費に係る領収書等の写し又は支払が証明できる書類」に改める。

様式第1号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に改める。

様式第2号中「見附市長 印」を「見附市長 」に改める。

様式第3号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に改める。

様式第4号及び様式第5号中「見附市長 印」を「見附市長 」に改める。

様式第6号中「代表者氏名 印」を「代表者氏名 」に、「入場料の支払いを証する書類の写し」を「補助対象経費に係る領収書等の写し又は支払が証明できる書類」に改める。

様式第7号、様式第8号及び様式第9号中「見附市長 印」を「見附市長 」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。